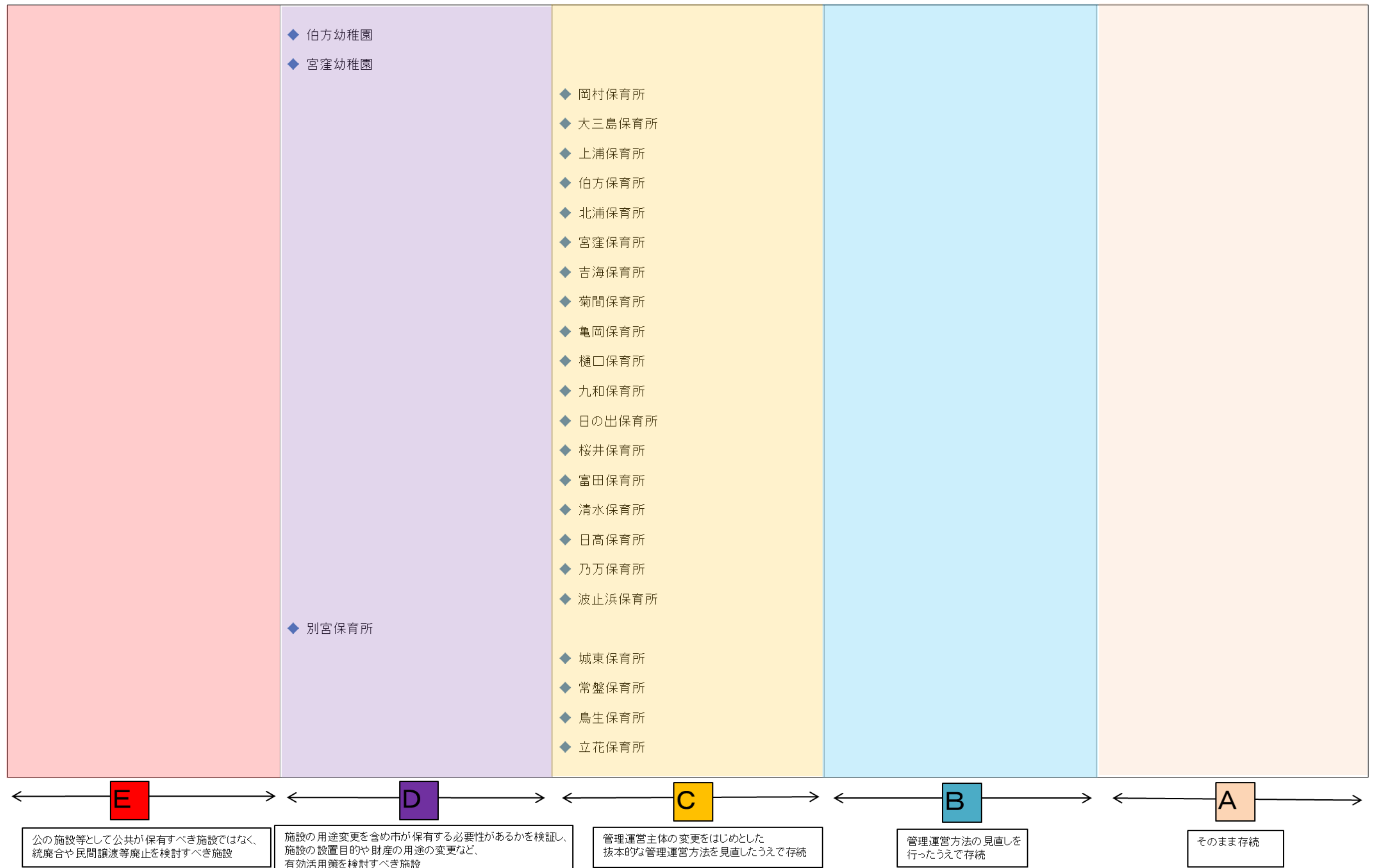


公の施設等評価及びあり方方針（グループ別）【医療・社会福祉施設】 25保育所・幼稚園



評価の概要

『保育所』は、保護者の労働又は疾病等により、その監護すべき乳児・幼児の保育に欠ける場合に入所させて保育する児童福祉施設です。また、『幼稚園』は3歳から小学校へ入学するまでの幼児のための教育施設です。

市内には、公立の保育所が22か所、公立の幼稚園が2か所あり、子育て支援の重要な役割を担っています。

現在、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の実施が予定されていますが、今後、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、公立保育所の老朽化に伴う改修等が一度に到来することが見込まれる中、公立保育所の民営化や各民間施設の認定子ども園化への意向調査を十分に確認した上で、定員の見直しや中学校区単位を基本とした公立保育所の統廃合を進めていきます。